

I 各主体の役割

この計画の推進に当たっては、障がいや障がいのある人についての理解と関心を高めていくとともに、行政はもとより、障がいのある人、地域、学校、団体、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

II 全庁的な推進体制の整備

計画の着実な推進を図るため、福祉保険部障害福祉課を中心として、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境等に関連する部局の連携を一層強化するとともに、一体となって施策を推進します。

III 計画の進行管理及び評価

(1) 実施状況の把握及び附属機関への報告

旭川市社会福祉審議会等において計画の進捗状況についての審議を実施します。

(2) 指標の設定

障がいのある人の自立と社会参加の推進に関わる取組を進めた結果、4次計画において設定した目標が進んでいるのかを測るための目安として、指標を設定します。障がい者計画については、理念的な要素が強いことから、定量的な実績や事業量からその進捗を測ることは、万人にとって分かりやすい反面、必ずしも障がいのある人の感覚と一致するとは限りません。そのため、4次計画においては、重点施策と位置付けた施策に関連した定性的な指標と目標値を設けることとします。

指標	障がいのある人に対する市民の理解について「かなり深まったと思う」又は「ある程度深まったと思う」と感じている障がいのある人の割合
現状値	(1) 身体障がいのある人：31.6% (2) 知的障がいのある人：23.2% (3) 精神障がいのある人：16.8% (令和2年障がいのある人向けアンケート)
目標値	(1) 身体障がいのある人：31.6%以上 (2) 知的障がいのある人：23.2%以上 (3) 精神障がいのある人：16.8%以上
目標値の考え方	前回調査時の割合以上となるよう設定したもの。

IV 情報の公表

計画の進捗状況については、市のホームページ等で公表します。